

平成28年第13回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年12月12日(月)
午前9時30分 から 午前10時17分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 塚田 修彦 2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 小野 三幸 6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員 (0名)
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第24号 農用地利用集積計画の認定について
日程第3. 議案第25号 非農地判断について
日程第4. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田 尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂
7. 会議の概要
1, 開会 開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。
只今から平成28年第13回の農業委員会総会を開会致します。
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

会長

皆さん、おはようございます。
本年最後の農業委員会総会でございます。今年は異常気象や熊本地震、TPP問題で、本当に激動の1年間でした。委員皆様も1年目の農業委員であり

会 長 ましたが、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。来年も皆様にとりまして最高の年でありますように祈念を致します。
それでは、議事に入ります。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は、全員出席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。
どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、5番の小野三幸委員さんと、6番の大仁田金次委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第24号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。
なお、転貸の案件につきまして大仁田委員さん、塚田委員さんが、自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで2人の委員さんの退室をお願い致します。

(大仁田委員、塚田委員退室)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第2. 議案第24号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。
4ページをお開き願います。

事務局

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業共同組合です。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田1筆777㎡です。

続きまして、5ページをお願いします。

新規設定で5件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業共同組合と熊本県農業公社がでございます。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

総面積は、田5筆合計5,208㎡です。

続きまして、6ページをお開き願います。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田7筆6,183㎡、畑3筆2,207㎡、合計10筆8,390㎡です。

続きまして、7ページをお願いします。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田3筆3,000㎡、畑7筆3,441㎡、合計10筆6,441㎡です。

続きまして、8ページをお開き願います。

再設定で8件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田3筆3,469㎡、畑5筆6,120㎡、合計8筆9,589㎡です。

続きまして、9ページをお願いします。

再設定で5件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田3筆4,716㎡、畑2筆944㎡、合計5筆5,660㎡です。

続きまして、10ページをお開き願います。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田6筆5, 629㎡、畑4筆1, 878㎡、合計10筆7, 507㎡です。

続きまして、11ページをお願いします。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田9筆10, 699㎡、畑1筆367㎡、合計10筆11, 066㎡です。

続きまして、12ページをお開き願います。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田3筆2, 003㎡、畑7筆6, 252㎡、合計10筆8, 255㎡です。

続きまして、13ページをお願いします。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田7筆8, 130㎡、畑3筆2, 734㎡、合計10筆10, 864㎡です。

続きまして、14ページをお開き願います。

再設定で9件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業共同組合です。利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。

面積は、田6筆8, 432㎡、畑3筆1, 037㎡、合計9筆9, 469㎡です。

続きまして、15ページをお願いします。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田8筆6, 960㎡、畑2筆1, 854㎡、合計10筆8, 814㎡です。

す。

続きまして、16ページをお開き願います。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田3筆3,000㎡、畑7筆3,355㎡、合計10筆6,355㎡です。

続きまして、17ページをお願いします。

転貸で9件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田3筆3,469㎡、畑6筆6,559㎡、合計9筆10,028㎡です。

続きまして、18ページをお開き願います。

転貸で5件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田3筆4,716㎡、畑2筆944㎡、合計5筆5,660㎡です。

続きまして、19ページをお願いします。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田6筆6,164㎡、畑4筆1,878㎡、合計10筆8,042㎡です。

続きまして、20ページをお開き願います。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田9筆10,841㎡、畑1筆367㎡、合計10筆11,208㎡です。

続きまして、21ページをお願いします。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設

事務局

定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田4筆2, 832㎡、畑6筆5, 552㎡、合計10筆8, 384㎡です。

続きまして、22ページをお開き願います。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田7筆8, 130㎡、畑3筆2, 205㎡、合計10筆10, 335㎡です。

続きまして、23ページをお願いします。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間は議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業共同組合です。

面積は、田6筆8, 432㎡、畑4筆2, 266㎡、合計10筆10, 698㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

5番
小野委員

利用内容という所を見てもみますと、野菜という科目というんですかね、項目というんですかね、レタスと分かれてますね。これは申請される時にレタスですといったらレタスになって、野菜ですといったら野菜になるんですかね。

事務局

契約書にですね、レタスと書いてあるときは、そのままレタスということを書かせてもらってます。露地野菜とか書いてあれば、野菜とですね。

5番
小野委員

この野菜というのは、レタスじゃないかなと思ったものですから。

事務局

そうですね。野菜でいいと思うんですけど。具体的な作物名まで書いてあれば

事務局 それを載せています。

5番
小野委員 ご本人の書かれたとおりということですね。

事務局 そうですね。そういうことでお願いします。

議 長 よございますか。他にご意見ございませんか。

(意見なし)

無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第24号は原案どおり許可することに致します。

大仁田委員さん、塚田委員さんにつきましては入室をお願い致します。

(大仁田委員、塚田委員入室)

続きまして、日程第3. 議案第25号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第25号 非農地判断についてご説明いたします。
この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

25ページ以降をお開き願います。

はじめに、1件目の案件について説明致します。

今回、申請者の都呂々地区の農地3筆につきまして、非農地調査を行っております。

調査につきましては、平成28年11月10日に塚田委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図につきましては、26ページから27ページに図示しております。調査の結果につきましては、28ページに記載をし

事務局

ております。
以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、塚田委員さんにご説明をお願いします。

1 番
塚田委員

先月の総会終了後に、私と事務局の瀬形さんとで現地を確認して来ました。現地は旧〇〇〇〇の上の方、〇〇台地の上の方にありまして、現況では段々畑の、耕耘機などの機械が入らないような農地で、以前はカライモなどを栽培されていたようですけども、現況は雑木とか、大きな木が植わってまして、長年使用されていない状況でした。現状からその土地を農地に復元するのは物理的な条件整備が著しく困難であると見ましたので、非農地と取り扱うのが適当であるということを確認しました。以上報告致します。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(意見なし)

議 長

はい。ないということでございます。調査対象の農地3筆について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の農地3筆につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

続きまして、2件目の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第25号 非農地判断の2件目の案件についてご説明いたします。

29ページ以降をお開き願います。

今回、坂瀬川地区の農地123筆につきまして、非農地調査を行っております。調査につきましては、平成28年11月1日に坂西委員、事務局及び農林水産課

事務局 職員で現地の調査を致しました。農地・非農地の判断対象地リストは29ページから34ページ、位置図につきましては、35ページから37ページに図示しております。非農地判断に係る現況調査票は38ページから43ページに記載をしております。
以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、坂西委員さんにご説明をお願いします。

3番 坂西委員 平成28年の11月1日に、私、事務局、農林水産課職員で現地調査を行いました。面積がかなり広範囲になっておりました。ほとんどの面積は1個1個が小面積で、急斜面であり、今、道も狭く、倒木、草木も生い茂っており、人一人が通れるような場所でした。以上、報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

5番 小野委員 今回のこの件についての地図上の説明が36と37にあるんですかね。この黒塗りの所がそうということなんでしょう。(はい) その周りにも小さなのがたくさんありますけど、周りの小さい所は耕作されてるんですかね。

事務局 今、委員さんがおっしゃられた件なんですけど、山林とかですね、他の地目になってるんですよ。農地はあまり近所にはないです。

5番 小野委員 ここだけが畑になっておったという訳なんです。

事務局 そうですね。何か所かですね、本当道が無い所なんですけど、作ってある所もあってですね、そこは所有者に確認したら、作ってらっしゃるということでしたので、農地で残しました。何か所かあります。

5番
小野委員

ご苦労様でした。わかりました。

議 長

よろしゅうございますか。他にご意見ございませんか。

(意見なし)

はい。ありがとうございました。調査対象の農地123筆について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、調査対象の農地123筆につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

続きまして、3件目の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第25号 非農地判断の3件目の案件についてご説明いたします。

44ページ以降をお開き願います。

今回、上津深江地区の農地156筆につきまして、非農地調査を行っております。調査につきましては、平成28年11月1日に平田委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。農地・非農地の判断対象地リストは44ページから50ページ、位置図につきましては、51ページから53ページに図示しております。非農地判断に係る現況調査票は54ページから61ページに記載をしております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、平田委員さんにご説明をお願いします。

2番
平田委員

面積的に結構広範囲でありまして、所有者の数も多かったです。都呂々、坂瀬川と同じように、斜面が急な所と、案外緩やかな所もありました。何十年も耕作が

2番
平田委員

なされておらず、コメントにもありますように、雑木ですね、竹、やはり生い茂っておりまして、これでは畑に復元不可能だなど確認致しまして、この作業を終わった所でございます。何卒非農地としてご判断願います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(意見なし)

はい。ないようでございますので、調査対象の農地156筆について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、調査対象の農地156筆につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項

1. 農地利用最適化交付金事業についての経過報告について
2. 次回の農業委員会総会について
次回、平成29年第1回総会は、平成29年1月10日(火)
午後3時00分からここ庁議室での予定です。
なお、新年会を同日午後6時から天草洋にて開催の予定です。

議 長

委員からその他事項

6番
大仁田委員

1. 優良農地の意向確認について

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第13回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

閉会午前10時17分

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____